告示

○政治資金適正化委員会告示第十六号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成三十年三月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三七〇七	岩﨑　雄大	四一一八　二八	五、三〇
四〇〇七	齊田　康伸	四三二九　二九	一二、二五

○消防庁告示第三号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十三条の三第三号の規定に基づき、平成六年消防庁告示第八号（危険物の規制に関する規則第五十三条の三第一号及び第三号の規定に基づく化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年三月二十九日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　［略］	二　［同上］
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）による独立行政法人水産大学校、平成十三年四月一日前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校、旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）による水産大学校、昭和五十九年七月一日前の旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）による水産大学校及び旧水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）による水産講習所を含む。）	ハ　独立行政法人水産大学校（平成十三年四月一日前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校、旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）による水産大学校、昭和五十九年七月一日前の旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）による水産大学校及び旧水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）による水産講習所を含む。）
［二　略］	［二　同上］
［三　略］	［三　同上］

備考　表中の［一］の記載は注記である。

○外務省告示第百二十一号

平成三十年三月二日にワガドゥグーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

平成三十年三月二十九日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ブルキナファソの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とブルキナファソ政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十六億五千九百万円（五、六五九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」というⅱが、グンゲン－ファダングルマ間道路整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ブルキナファソ政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ブルキナファソ政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ブルキナファソの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ブルキナファソ政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であって、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ブルキナファソ政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してブルキナファソにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためブルキナファソへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ブルキナファソ政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してブルキナファソにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してブルキナファソにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してブルキナファソにおいて課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してブルキナファソにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

8　ブルキナファソ政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びブルキナファソの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。